

知的財産権について

Intellectual Property Activities of Shinko Pantec.



(技)知的財産室
西 岡 泉
Izumi Nishioka

1980年代の米国におけるプロパテント政策(特許保護強化政策)への転換に対応し、日本においても近年、特許権の保護強化を意図した法制度の改正が、相次いで行われている。この機会に、当社における知的財産活動の特徴を紹介するとともに、今後の展望を述べたい。

With the increasing importance of the pro-patent policy (i.e., a policy of strengthening patent rights) that was adopted in US in 1980's, Japanese patent related laws have recently been amended one after another, aiming at strengthening the patent right protection in Japan. Taking this opportunity, we would like to introduce our intellectual property protection activities and our future policy thereon.

Key Words :

| | |
|--------|--------------------|
| プロパテント | pro-patent |
| 特許戦略 | patent strategy |
| 企業戦略 | corporate strategy |
| ノウハウ | know-how |

まえがき

最近の日本経済は戦後最悪の状態であると言われている。企業は生き残り戦略として新技術、新商品を開発するとともに、それらによって得られた知的財産権を重視し、活用しようとする動きが表面化している。これがいわゆるプロパテント政策であり、1980年代に始まった米国の戦略に類似している。

法整備の面では、本年度1月1日に民事訴訟法が改正され、特許侵害者側に偏在していた証拠を開示させ易くなり、特許権利者側の立証負担が軽減された。さらに、特許法の改正で、特許侵害に対する罰則が強化された。即ち、プロパテント政策は法律面からも補強されるに至っている。これらの状況変化

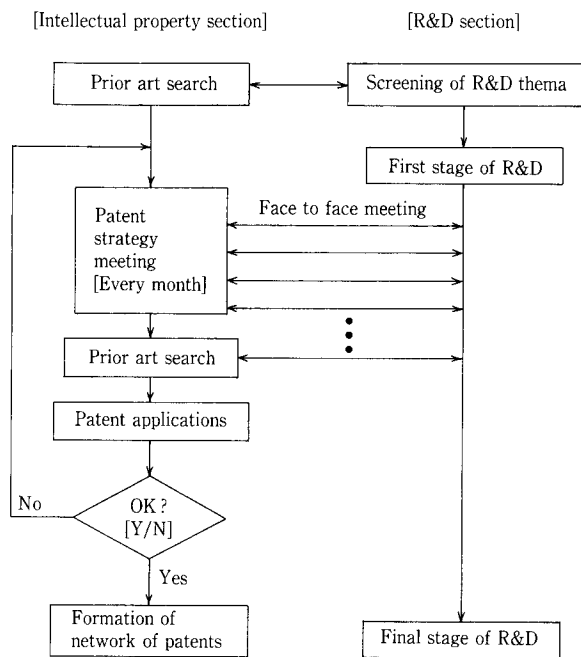
は、知的財産権の価値の上昇を意味する。その結果として有力な知的財産権を持つ企業と、そうでない企業とで格差が生じるようになり、その活用の巧拙が、企業戦略に大きな影響を及ぼすようになる。

本稿では、かかる状況を踏まえた当社の知的財産活動の特徴と、将来の展望を述べる。

1. 当社の知的財産活動の特徴

1.1 強力な特許網の形成

当社は、事業部の戦略商品、研究所の戦略開発品にターゲットを絞り、これらの特許網を多面的、重層的に形成するという方針をとっている。この特許網を実現させる手段として、開発の全工程における節目毎に、特許戦略検討会を継続的に開催している。



第1図 特許戦略検討会
Fig. 1 System of patent strategy meeting

これは、第1図にあるように、開発の初期段階から開発部門、知財部門、特許弁理士がミーティングを何回も重ね、開発の段階に対応した特許出願を行うものである。

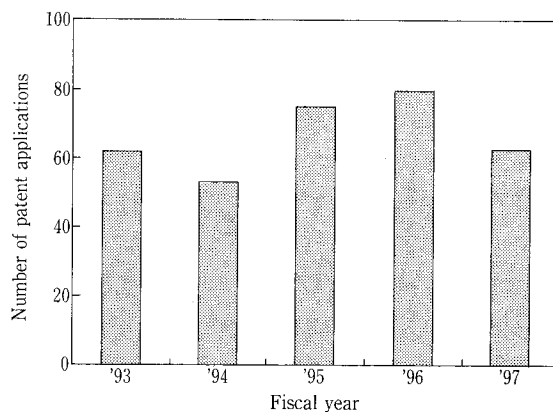
さらに、開発の計画段階、基礎研究段階、応用研究段階、試作段階、製品化・販売段階の各段階で先行特許調査を行っている。これは他社の開発動向を特許の面から把握し、開発の障害となる他社特許の回避、他社との重複開発の無駄を無くすのに有効である。

この特許戦略検討会を継続して行うことで、開発の各段階における特許を出願することが可能となるので、必然的に、基本特許、改良特許、周辺特許を出願することになり、多面的で重層的な特許網を形成することが可能となるのである。

1.2 成果

前記の特許出願システムにより、当社は平均して年間60件程度の特許出願数をコンスタントに維持できるようになった(第2図参照)。これは決して多い数ではないが、有効な特許網の形成には最低限必要な数である。その特許網の例として、第1表に当社の主要製品の特許数を示す。

ある技術や製品を、一つの基本特許で全てカバーするのは不可能であるようになって来ている。技術や製品を様々な切り口から捉えて特許にしてゆくことが重要である。例えば、製品が装置の場合、その



第2図 当社特許出願件数推移
Fig. 2 Change in the number of SP's patent applications

第1表 当社主要製品の特許数
Table 1 Number of patent applications of SP's products

| | Name of SP's Products | Number of patent applications |
|---|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 | HHOG | 62 |
| 2 | SUPER FILTRON (EO dehydrator) | 55 |
| 3 | GOLDEP, GOLDEP WHITE | 48 |
| 4 | Advanced Water Treatment System | 23 |
| 5 | S-TE PROCESS | 20 |

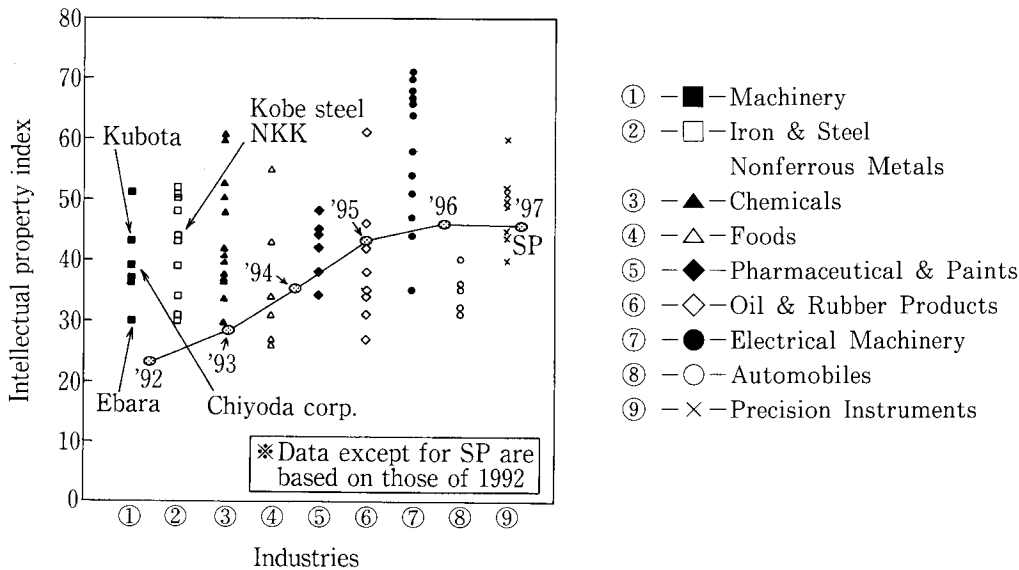
(As of April 1,1998)

装置の構造の特許出願するだけでは足りず、各構成部品の特徴、その装置の機能や作用効果、新用途への適用事例、プラントにおけるその装置の使用法や前後の他の機器との組み合わせ方法などを特許出願して、初めてその装置を幅広くカバーすることが可能となるのである。特許庁も最近はこのような幅広い出願方法を認めるようになって来ている。

従って、現在においては、特許の「質」はひとつの特許によって評価されるだけでなく、特許網全体においても評価されるべきであろう。

当社の特許の質を定量的に示すのが第3図である。これは週間ダイヤモンド誌が1992年に発表した、「有力企業110社の知的財産指数」に基づいて、当社の知的財産指数を有力企業と比較したものである。この図において示されるように、当社の指数は毎年向上し、1997年度には1992年度の2倍近い値に達している。この指数は当社の属する機械産業の分野においては、かなり上位にランクされる数値である。

強力な特許網をいかに形成し、それをいかに企業戦略に組み込んで、有効に機能させるかが、今後の当社の知的財産活動の、重要な課題のひとつであることは間違いないであろう。



第3図 当社の知的財産指数と他社の比較

Fig. 3 Comparison of intellectual property index between SP and other companies

2. 今後の展望

2.1 ノウハウの新しい保護形態の検討

当社のような装置メーカーにとって、「もの造り」のノウハウは、今後益々重要となる。品質向上とコストダウンは、高度のノウハウなしには達成できない。このノウハウを今以上に価値あるものたらしめるには、従来のように営業秘密として社内で秘密に管理するだけでは不十分であり、可能なものは特許で権利化することも考える必要がある。これは当社の知的財産活動の新たな課題である。

特許は、技術を公開することの代償として、強力な独占的排他権が与えられて、財産的価値が生まれるのに対し、ノウハウは、秘密に管理することで財産的価値が生まれる。そして、ノウハウは常に外部に知られる危険性をはらみ、外部に知られた途端、その財産的価値が無くなるのである。

ノウハウを特許で出願して、一般に公開することは、コンペティターに自社の秘密を教えることであり、デメリットが大きいと、一般に言われている。しかし、本稿の「まえがき」で述べたように、民事訴訟法と特許法の改正によって、特許侵害者は証拠を法廷で開示せざるを得なくなり、特許侵害の罰則も厳しくなった為、特許をこっそり真似することが非常に困難となりつつある。これまでのような「まね得は」は許されなくなるのである。したがって、今後はノウハウを特許で公開することによるデメリットは、少なくなると予想される。

また、「もの造り」のノウハウは、個人の技能に

負う部分が多く、作業の標準化や技術の伝承の面で難しい問題があった。ノウハウを特許という公的な技術情報に置き換えることで、「技能」を「技術」に高め、標準化や技術の伝承に寄与することが期待できる。しかもその技術は、特許法の強い保護を受けることができるのである。

さらに、技術をグローバルに展開するに際し、当社も、技術を他社にライセンスすることが増えると考えられる。前述のように、ノウハウは外部に知られると無価値化する宿命にあるので、技術は特許のかたちでライセンスする方が好ましい。したがって、ライセンスの面においても、可能なものはノウハウを特許化しておくのがよいと言える。

ただし、注意を要するのは、ノウハウを特許で公開することによるデメリットが低減するにしても、「知られること自体が好ましくない」ノウハウが存在することである。

したがって、特許で保護するノウハウと、営業秘密として社内で管理するノウハウとを、区分する基準を持つことが、今後重要となる。

おおまかな基準を示すとすれば、秘密の状態に保つことが困難なものや、ライセンスの可能性のあるものは特許で保護し、秘密の状態に保つのが容易で、かつ外部に知られること自体が、コンペティターにヒントを与えるなどして、好ましくないものは営業秘密として社内管理することが妥当であろう。

2.2 価値ある発明創出の奨励制度の検討

プロパテント化時代を迎えて、知的財産権の活用

の巧拙が企業戦略に大きく影響するようになってくると、優秀な知的財産権の育成・取得・活用を促進することが必要となってくる。知的財産権を生み出すのは、現実に会社で働いている従業員である。したがって、優秀な知的財産創出に対する従業員のインセンティブを高める施策、即ち、新しい報償*制度が求められる。

企業利益に資する価値ある知的財産の創出活動へのインセンティブを高めるには、会社に利益をもたらした知的財産の発明者に対してより厚い報償となるような、メリハリの効いた制度が望ましい。この観点から、現在、当社の発明に関する報償制度の改訂を検討中である。

注釈*当社では「報奨」と「補償」の二つの意味を持つ「報償」という表現を用いている。

む す び

日本において、確実にプロパテント化の方向で、法整備が進行中である。この新しい知的財産のステージにおいて、有力な知的財産を持つ側に回るための企業間競争の激化による弊害が、当然予想される。現に米国においては、プロパテント化の行き過ぎを見直す動きも出てきているとの情報がある。しかしながら、知的財産権の保護強化政策のよい点は企業活動に取り入れるべきであろう。要は知的財産権を正當に評価し、活用することである。

本稿において、当社における新しい知的財産活動の特徴と成果を紹介し、今後の展望を述べた。機会があれば、知的財産に関して、別の観点からの報告をしたいと考えている。

連 絡 先

西 岡 泉 技術開発本部
知的財産室
室長
T E L 078 - 992 - 6511
F A X 078 - 992 - 6523
E-mail i.nishioka@pantec. co.jp